



## 税の申告その前に

# 事前準備でスムーズな申告を！

市では、2月16日(月)から3月16日(月)まで『平成21年度市民税・県民税申告』と『平成20年分所得税の確定申告(還付申告などの簡易な申告のみ)』の申告相談を行います。相談日程等については、2月号でお知らせします。今月号では、みなさんからお問い合わせの多い内容や注意事項について掲載しますので、参考にしてください。



### 事前還付説明会を開催

2月16日(月)からの申告時期は、申告会場が非常に込み合いますので、本庄税務署では、下記のとおり所得税の事前還付説明会を行います。

#### ◇医療費控除説明会

2月3日(火)  
午前の部 午前10時～正午  
午後の部 午後2時～4時

#### ◇年金所得説明会

2月4日(水)  
午前10時～正午

#### <会場>

中央公民館  
1階実習教室A B

★本庄税務署 ☎22111

### 住民税の住宅借入金等特別税額控除

## 住宅ローン控除の申告受付が始まりました

給与収入のみで確定申告書を提出しない人に限り、市民税・県民税住宅借入金等特別税額控除の申告受付を行います。

所得税から住宅ローン控除額が控除しきれなかった人  
**提出先** 1月5日(月)～2月13日(金) 市役所1階課税課  
2月16日(月)～3月16日(月) 市役所6階申告会場

※この控除を受けるためには毎年申告する必要があります。※確定申告をする人は、確定申告時に税務署に提出してください。

※期限後は納税通知書が送達されるまでは受け付けませんが、期限内の提出をお願いします。  
**申告書類**  
・市民税・県民税住宅借入金等特別税額控除申告書  
・源泉徴収票

**受付日時** 1月5日(月)～3月16日(月)(3月8日(日)以外の土・日・祝日を除く) 午前9時～正午 午後1時～4時

※申告書は市役所にあります。また、左記の市ホームページでもダウンロードできますので、ご利用ください。

**対象者** 平成11年から平成18年までに入居し、事業所の年末調整の際に住宅ローン控除の適用を受けた人で、

http://www.city.honjo.lg.jp/  
★課税課 ☎1123

**Q** 申告では、どのような書類が必要ですか？

**A** 次の書類が必要になります。

### ①印鑑

②源泉徴収票等の収入の証明となるもの(事業所得者は収支内訳書等、利子や配当がある人は支払調書)

③雑損、医療費、社会保険料、生命保険料、地震保険料等の控除を受ける人は領収書又は証明書等

※国民年金保険料を控除にとる人は、社会保険庁から送付されている「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の添付等が必要です。

④障害者控除を受ける人は、障害者手帳など

**Q** 確定申告をして、所得税が非課税となりました。市民税・県民税は課税されました。なぜですか？

**A** 所得税と市民税・県民税では、控除の金額や課税の計算方法が異なるため、同じ所得金額でも、所得税は非課税で、市民税・県民税は課税になる場合があります。

**Q** 確定申告をする際、このため、確定申告をする際には、社会保険料控除、生命保険料控除、障害者控除、寡婦(夫)控除、扶養控除などを忘れずに申告してください。

**Q** 営業収入等の収支内訳書は市で作成してもらえますか？

**A** 作成はしません。営業収入、農業収入、不動産収入等のある人は、申告の前に収支内訳書を作成してください。収支内訳書が作成されていないと、申告を受け付けることができません。

**Q** 医療費控除を受けたいのですが必要な書類は何ですか。市で作成してもらえますか？

**A** 支払った医療費の領収書と「医療費の明細書」が必要になります。事前に、診療を受けた人ごと・医療機関ごとの計算書を作成してください。

収支内訳書と同様に、市では計算や明細書の作成は行いません。

※健康保険、生命保険の制度等からの補てん金分は、医療

費から差し引かれます。また、費の領収書はお返しできませんのでご注意ください。

# (特別) 児童扶養手当・児童手当をご存じですか？

次代の社会を担う児童の家庭を経済的に支援することを目的とした福祉制度があります。申請し、認定されると、申請した月の翌月分からが支給の対象となります。また、各手当は重複して受給することもできます。該当する人は早めの手続きをお願いします。(制度改正により、内容が変わる場合があります。)

申請・お問い合わせ先 子育て支援課 ☎⑤1130、総合支所健康福祉課 ☎②1331 (内線316)

|               | 特別児童扶養手当   | 児童扶養手当   | 児童手当   |
|---------------|--|--|--|
| 制度の内容         | 精神又は身体に障害がある児童を育てている人に手当を支給する制度  | 父親と生計を同じくしない児童の家庭生活の安定のために、その児童を育てている人に手当を支給する制度   | 児童の家庭生活の安定及び健全育成のために、児童を育てている人に手当を支給する制度   |
| 手当を受けることができる人 | 精神又は身体に一定の障害がある20歳未満の児童を育てている人<br>◎精神の障害の場合は、一人ではまったく日常生活ができないか、著しく制限される程度<br>◎身体の障害の場合は、おおむね身体障害者手帳1・2・3級及び肢体不自由においては4級の一部程度<br>※児童が障害による公的年金を受け取ることができる場合、又は施設などに入所している場合は受けられません。 | 離婚・未婚・死別などの理由により、父親と生計を同じくしない児童や父親に一定の障害がある児童を育てている人<br><br>※児童とは、18歳になる日以後の最初の3月31日までの人です。<br><br>※公的年金を受け取ることができない場合、又は児童が施設などに入所している場合は受けられません。 | 小学校修了前(12歳になる日以後の最初の3月31日まで)の児童を育てている人<br><br>※平成19年分所得が所得超過のために手当を受けられなかった人は、所得額、扶養親族の変動等により該当となる場合がありますので、5月に認定請求手続きをしてください。 |
|               | ※ただし、一定以上の所得があるときは受けられません  |  |  |
| 手当の月額         | 重度障害の児童1人につき<br>月額50,750円<br>中度障害の児童1人につき<br>月額33,800円   | 児童1人の場合 月額41,720円<br>(児童2人の場合は5,000円、3人以上の場合は1人につき3,000円の加算)<br>※所得に応じた支給停止措置(減額)があります。  | 3歳未満の児童1人につき<br>月額10,000円<br>3歳以上の児童<br>・第1・2子1人につき 月額5,000円<br>・第3子以降1人につき月額10,000円<br>※第〇子とは18歳未満の児童の順番です。                   |

## <入学説明会日程表>

| 実施日      | 学校名  | 受付時間     |
|----------|------|----------|
| 2月2日(月)  | 本庄西小 | 午後1時10分～ |
| 2月3日(火)  | 秋平小  | 午後1時30分～ |
| 2月4日(水)  | 旭小   | 午後1時30分～ |
| 2月5日(木)  | 仁手小  | 午後1時30分～ |
| 2月5日(木)  | 中央小  | 午後1時20分～ |
| 2月6日(金)  | 藤田小  | 午後1時30分～ |
| 2月6日(金)  | 北泉小  | 午後1時30分～ |
| 2月12日(木) | 本庄南小 | 午後1時30分～ |
| 2月13日(金) | 本庄東小 | 午後1時50分～ |
| 2月13日(金) | 児玉小  | 午後1時～    |
| 2月13日(金) | 金屋小  | 午後2時～    |
| 2月19日(木) | 共和小  | 午後1時50分～ |
| 2月20日(金) | 本泉小  | 午後1時40分～ |

※入学説明会には保護者のみご出席ください。  
※説明会会場には、上履き、履物を入れる袋及び筆記用具等を持参してください。

今年4月に市内各小学校へ入学する児童(平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれ)を持つみなさんへ入学説明会を実施します。対象児童のいるご家庭には、「入学説

明会通知書」及び「入学通知書」を1月下旬ごろ郵送します。  
※通知が届かない場合や、詳細については左記へお問い合わせください。  
★学校教育課 ☎⑤1149

## 新入学児童 入学説明会を開催します

